

環水大大発第 2604306 号
令和 8 年 4 月 30 日

各〔都 道 府 県〕
〔大気汚染防止法政令市〕大気環境主管部局長 殿

環境省水・大気環境局環境管理課
環境汚染対策室長
(公印省略)

「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」の改訂について(通知)

平素より大気環境行政の推進に御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

災害時における石綿の飛散及びばく露防止に係る措置については、阪神・淡路大震災の教訓をもとに、平成 19 年 8 月に「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」を作成しました。また、平成 29 年 9 月には東日本大震災や熊本地震の経験を踏まえた改訂を、令和 5 年 4 月には令和 2 年の大気汚染防止法の改正を踏まえた改訂を行ったところです。

その後発生した令和 6 年能登半島地震及び令和 6 年奥能登豪雨においては、多くの建物被害が発生したことから、それらに対しての石綿飛散防止対策が実施されました。今般、その経験を踏まえ、石綿の露出が確認された建物の応急措置、石綿が露出している建築物の公費解体、周辺住民やボランティア等への情報提供等について記載を拡充した「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(第 4 版)」を作成しました。

つきましては、当該マニュアルについて関係部局及び管下の市町村に周知いただくとともに、災害時における石綿飛散防止対策に活用いただくようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

<問合せ先>

環境省 水・大気環境局

環境管理課 環境汚染対策室

担当：高橋、桑原、小谷、長濱

TEL：03-5521-8293

E-mail：kanri-kankyo@env.go.jp